

三鷹市市民協働センターミーティングルーム等及び附属器具使用申請書

（あて先）特定非営利活動法人みたか市民協働ネットワーク 代表理事

次のとおりミーティングルーム等及び附属器具の使用を申請します。

申請者	団体名・サークル名			
	住所			
	電話番号	()		
	氏名			
使用年月日	使用時間	使用施設名 (○で囲んでください。)	使用予定者数	
年 月 日 ()	午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分 まで	ミーティングルーム(定員18人) ワークサロン (定員12人)	人	
特別な設備等の使用	無・有 ()			
使用目的	会議・研修会・講習会・その他 ()			
附属器具名		使用料	数	金額
ノート型パーソナルコンピュータ		1,000 円	台※	
プロジェクター		1,000 円	台※	
書画カメラ及びプロジェクター		1,500 円	式※	
パーソナルコンピュータ用プリンター		500 円	台※	
OHP		1,000 円	台※	
無料備品	必要な備品に○を付けてください。 テレビ・ビデオ・DVDプレイヤー・CDラジカセ・マット (枚)			-----
		※合計金額		円

備考

- 1 ※欄は記入不要です。
- 2 個人情報について、三鷹市個人情報保護条例第10条の規定に基づき、本申請に係る連絡・確認以外に使用しません。

三鷹市市民協働センターミーティングルーム等及び附属器具使用承認書兼使用料領収書

次のとおりミーティングルーム等及び附属器具の使用を承認します。

特定非営利活動法人みたか市民協働ネットワーク 代表理事

申請者	団体名・サークル名			
	住所			
	電話番号	()		
	氏名			
使用年月日	使用時間	使用施設名	使用予定者数	
年 月 日 ()	午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分 まで	ミーティングルーム(定員18人) ワークサロン(定員12人)	人	
特別な設備等の使用	無・有 ()			
使用目的	会議・研修会・講習会・その他 ()			
附属器具名	使用料	数	金額	
ノート型パーソナルコンピュータ	1,000円	台		
プロジェクター	1,000円	台		
書画カメラ及びプロジェクター	1,500円	式		
パーソナルコンピュータ用プリンター	500円	台		
OHP	1,000円	台		
無料備品	テレビ・ビデオ・DVDプレイヤー・CDラジカセ・マット (枚)			-----
領収証				領収印
下記の使用料を領収しました。				
使用料	円			

備考 個人情報について、三鷹市個人情報保護条例第10条の規定に基づき、本申請に係る連絡・確認以外に使用しません。

ミーティングルーム等及び附属器具の使用上の注意

- 茶器を使用する際は、受付窓口にお申し出ください。
- お子様の行動については、保護者がその責任を負うことをお約束ください。
- 危険物や不審物の持ち込みはお断りします。
- 定員を超えての入場はできません。
- 許可なく、旗・幕・プラカードその他これらに類する物を持ち込むことはお断りします。
- 騒音や大声、暴力行為などの他人に迷惑を掛ける行為はお断りします。
- アルコール類を伴う飲食をすることはできません。また、飲食に伴う食中毒及び事故等については、その責任は負いかねます。飲食に伴うごみはお持ち帰りください。
- 市民協働センター建物内は禁煙です。喫煙は指定の場所（1階玄関の外側）のみでお願いします。喫煙場所で人通りがある場合には、受動喫煙防止に配慮をお願いします。
- 建物は防音構造ではございませんので、生歌・楽器の生演奏等、他のお客様や近隣の皆様の迷惑となる行為はお断りします。また、激しい運動、水や火を使った利用は禁止です。
- 市民協働センター利用期間中に盗難その他の事故があっても、その責任は負いかねます。
- 終了後は会場及び備品は必ず元の状態に戻してください。なお、破損又は滅失した場合は相当額の弁償をしていただく場合があります。ごみはお持ち帰りください。
- 他の使用者の迷惑となる行為、申請書に記載された内容と異なる使用方法及び公序良俗に反する行為があった場合、直ちにミーティングルーム又はワークサロンの使用を中止させていただきます。

附属器具の減免（1週間前までに申請が必要です。）

市・都・国・その他公共団体（社会福祉協議会等）が主催する事業	無料
市・都・国・その他公共団体（社会福祉協議会等）との共催事業	無料
市・都・国・その他公共団体（社会福祉協議会等）から後援を得て行う事業	半額

使用料の還付区分	還付率
天災地変等の理由により使用することができなくなったとき。	100%
市又は指定管理者の都合により使用承認を取り消したとき。	100%
使用日の2月前までに使用の取消しを申し出たとき。	100%
使用日の1月前までに使用の取消しを申し出たとき。	50%
使用日の5日前までに使用の取消しを申し出たとき。	20%

※民法の規定により初日不算入

使用に関してご不明な点がございましたら、お気軽に受付窓口におたずねください。

三鷹市市民協働センター